

令和2年第9回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年8月11日（火） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 13人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

欠席委員 1人

畑田 香織

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 原 英寿

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について（地上権設定）

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

報告第22号 取り下げについて

報告第23号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

その他

議長（会長） それではただ今より令和2年第9回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2件です

受付番号1

（譲渡人） 荒尾市水野の個人

（譲受人） 荒尾市牛水の個人

（土地の所在地） 牛水の田、面積 426 m²外 13 筆 合計 22,423 m²

（譲渡理由） 生前贈与

（譲受理由） 生前贈与

譲渡人と譲受人は、親子関係です。

現地の状況ですが、申請農地は耕作された農地と一部保全管理された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

（譲渡人） 福岡県大牟田市八本町の個人

（譲受人） 荒尾市野原の個人

（土地の所在地） 野原の畑、面積 852 m²

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は耕作・管理された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地の現地確認をしてきましたが、ほとんど事務局が、説明されたとおりでした。事務局が説明されたうち水野の農地については、申請者に確認したところ山の方で道がなく、重機を入れることができなくて藪になっているそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日現地確認をしてきました。すでに数種類の野菜をつくられており問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第45号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

3件です

受付番号1

(貸出人) 熊本市西区河内町船津の個人

(借受人) 熊本市西区河内町船津の個人

(土地の所在地) 樺の樹園地、面積 1,159 m²外 1 筆 合計 7,969 m²

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は2筆ともみかんをつくられている農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 熊本市西区河内町船津の個人

(借受人) 熊本市西区河内町船津の個人

(土地の所在地) 樺の樹園地、面積 6,563 m²

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地はハウスでみかんをつくっている農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 3

(貸出人) 熊本市西区河内町船津の個人

(借受人) 熊本市西区河内町船津の個人

(土地の所在地) 樺の樹園地、面積 4,345 m²外 1 筆 合計 11,595 m²

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地はみかん山で耕作された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号 1～3 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地の現状を確認してきましたが、ほとんどが管理された農地ですので、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第46号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

3件です

受付番号1

(譲渡人) 山鹿市下吉田の個人

(譲受人) 荒尾市東屋形一丁目の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 274 m²

(転用目的) 一般住宅 第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない保全管理された農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は、一般住宅で転用面積は 274 m²。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用、雨水については地下浸透により処理、処理しきれない場合は前面側溝に排水。生活雑排水及び汚水は、下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

(譲渡人) 福岡県大牟田市諏訪町の個人

(譲受人) 荒尾市蔵満の個人

(土地の所在地) 一部の田、面積 543 m²

(転用目的) 事務所兼資材置場 第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は国道沿いにある農地で少し荒れた農地でした。

計画の概要は、事務所兼資材置き場で転用面積は 543 m²。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用、雨水については浸透枳により宅地内処理、生活雑排水及び汚水は、下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響あり

ません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 三重県員弁郡東員大字大木の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市通町の法人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 318 m²

(転用目的) 宅地分譲 第 3 種農地

現地の状況ですが、申請農地は住宅街の中にある少し荒れた農地でした。

計画の概要は、申請農地と既存宅地の合計 694.39 m²を 2 区画に分譲する計画で、申請農地の転用面積は 318 m²。給排水計画につきましては、給水は購入者が市上水を利用、雨水については自然浸透、生活雑排水及び汚水は購入者が下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 4 6 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号 1 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、事務局が説明されたとおりで何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号 2 について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日、申請地を確認しましたが何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請地周辺は宅地であり、農地もなく何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第47号農地法第5条の規定による地上権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

2件です

受付番号1

(貸出人) 荒尾市平山の個人

(借受人) 福岡市早良区曙一丁目の法人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 2,115 m²

(転用目的) 太陽光発電設備 第2種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない農地でした。

事業計画書をご覧ください。太陽光パネル 360 枚設置予定です。給排水計画につきましては、雨水については地下浸透、給水、生活雑排水及び汚水はありません。近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

(貸出人) 荒尾市上井手の個人

(借受人) 福岡市早良区曙一丁目の法人
(土地の所在地) 上井手の畑、面積 1,667 m²
(転用目的) 太陽光発電設備 第 2 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない農地でした。

事業計画書をご覧ください。太陽光パネル 360 枚設置予定です。給排水計画につきましても、雨水については地下浸透、給水、生活雑排水及び汚水はありません。近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による地上権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号 1 と 2 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、事務局が説明されたとおりで、管理された農地で何も問題はないと思います。周辺地域の方にもちゃんとお話ができているということでした。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第 4 8 号 使用貸借権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

2 件です

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市牛水の個人
(借受人) 荒尾市宮内の個人
(土地の所在地) 牛水の田、面積 316 m²
(転用目的) 一般住宅 第 3 種農地

現地の状況ですが、申請農地は、きちんと耕作された農地でした。ここは農

地を住宅建設のため分筆したものです。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用、雨水については自然浸透枡を設置、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置し既存側溝へ排出する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市牛水の個人

(借受人) 荒尾市水野の個人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 568 m²

(転用目的) 一般住宅 第 1 種農地 (集落接続)

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない保全管理された農地でした。ここは農地を住宅建設のため分筆したものです。第一種農地ですが、集落接続ということでの転用申請です。

転用面積は 568 m² となっていますが、斜面で使えないところが 20 m² あります。

一般住宅の転用面積はおおむね 500 m² となっており、斜面を引いた面積 548 m² は農地転用の許可ができる面積となっております。

給排水計画につきましては、給水は市上水を利用、雨水については自然浸透式枡を設置、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置し既存側溝へ排出する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号 1 について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地につきましては、親子間での使用貸借となっております。隣接農地についても、親族の所有の農地ということでお互い確認、承諾されているとのことでしたので、何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日、申請地を確認しましたが何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和2年8月14日の公告予定です。今回が6回目の利用権設定となっております。

今回の設定面積ですが、利用権設定の新規設定が10年の田5,683㎡、畑7,245㎡、樹園地8,903㎡、再設定が10年の田5,669㎡、所有権移転の田3,922㎡です。第1回からの累計で217,859㎡となっております。

1 件目

利用権新規設定

(借り手) 長洲町の法人

(貸し手) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の畑、面積1,594㎡です。

利用目的はジャガイモで、期間は令和2年8月17日から令和12年11月30日までの10年間、借料は10aあたり年額5,000円です。

2 件目

利用権新規設定

(借り手) 長洲町の法人

(貸し手) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) は、金山の畑、面積1,947㎡です。

利用目的はジャガイモで、期間は令和2年8月17日から令和12年11月30日までの10年間、借料は10aあたり年額5,000円です。

3 件目

利用権新規設定

(借り手) 長洲町の法人

(貸し手) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) は、金山の畑、面積3,704㎡です。

利用目的はジャガイモで、期間は令和2年8月17日から令和12年11月30日までの10年間、借料は10aあたり年額5,000円です。

4 件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市蔵満の個人

(貸し手) 荒尾市蔵満の個人

(利用権を設定する土地) は、蔵満の田、面積858㎡です。

利用目的は園芸ハウスで、期間は令和2年9月1日から令和12年11月30日までの10年間、借料は物納年間60kgです。

5 件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市樺の個人

(貸し手) 荒尾市平山の個人

(利用権を設定する土地) は、平山の樹園地、面積5,167㎡外1筆 合計面積8,903㎡です。

利用目的はみかんで、期間は令和2年8月20日から令和12年11月30日までの10年間、借料は年総額50,000円です。

6 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市増永の個人

(貸し手) 荒尾市水野の個人

(利用権を設定する土地) は、水野の田、合計面積5,669㎡です。

利用目的はミニトマトで、期間は令和2年8月17日から令和12年11月30日までの10年間、借料は年総額350,000円です。

7 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(譲渡人) 福岡県大牟田市八本町の個人

(所有権移転する土地) は、野原の田、面積2,147㎡です。

利用目的は米作で、所有権移転の時期は、令和2年9月1日です。

8 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(所有権移転する土地) は、野原の田、面積1,775㎡です。

利用目的は稲で、所有権移転の時期は、令和2年9月1日です。

9 件目

利用権新規設定

(借り手) 熊本県農業公社

(貸し手) 金山の個人

(利用権を設定する土地) は、野原の田、面積1,027㎡です。

利用目的は水田で、期間は2020年10月1日から2030年9月30日までの10年間、借料は10aあたり年額13,000円です。

10 件目

利用権新規設定

(借り手) 熊本県農業公社

(貸し手) 金山の個人

(利用権を設定する土地) は、野原の田、面積1,032㎡です。

利用目的は水田で、期間は2020年10月1日から2030年9月30日までの10年間、借料は10aあたり年額13,000円です。

11 件目

利用権新規設定

(借り手) 熊本県農業公社

(貸し手) 平山の個人

(利用権を設定する土地) は、野原の田、面積1, 147㎡です。

利用目的は水田で、期間は2020年10月1日から2030年9月30日までの10年間、借料は10aあたり年額13,000円です。

12件目

利用権新規設定

(借り手) 熊本県農業公社

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) は、野原の田、面積1, 619㎡です。

利用目的は水田で、期間は2020年10月1日から2030年9月30日までの10年間、借料は10aあたり年額13,000円です。

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは**議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**を終了したいと思います。続きまして、報告事項を事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第22号 取り下げについて

報告第23号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 令和2年7月豪雨災害義援金について
- 令和2年度熊本県農地利用最適化推進大会について
- 農業委員会の新体制の令和2年9月号広報掲載、議会だよりへの掲載について
- 荒尾市農業委員会委員名簿について
- 農業委員会委員互助会について
- 令和2年7月豪雨災害に係る支援対策について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これをもちまして令和2年第9回総会を終わります。